

認可地縁団体 高尾台町会 平成27年度 第1回 役員会議事録

日 時 : 平成27年6月21日(日) 15:00~17:15
場 所 : 高尾台町会会館1階ホール
役 員 数 : 56名
出 席 者 数 : 45名(本人出席21名、委任状提出24名 出席者名簿別添 参照)
成 立 定 足 数 : 19名(1/3)

会 議 次 第

1. 開 会

委任状出席を含み、総役員数の1/3以上の出席者があり、町会会則第15条に基づき役員会が正式に成立したとの報告のあと、司会総務・小坂良晴が開会を宣言した。

2. 町会長挨拶

町会長・兼盛俊男が、挨拶を行った。

3. 議事録署名人の選出

町会会則16条により議長は町会長が就任し、議事録署名人の選出について諮ったところ、出席者より議長一任の声があり1丁目・天野正英氏及び2丁目・大場直行氏の両氏が推薦され承認された。

4. 議案審議

1) バーベキュー大会決算について

冒頭、第1号議案のバーベキュー大会決算報告について説明担当の総会計が欠席のため、総務部長・小坂良晴が説明を行う旨説明し了承を得た。

収入(参加費等)64,200円、支出930,152円(予算1,000,000円)となったことを報告。支出は昨年より若干増加したが予算内に収めることができた。増加要因は、今年は役員班長のご苦労さん会を高尾台町会会館で行ったことによるもの。参加者は、501名となり昨年と同人数となった。

意 見

- 前回大会の「一人当たりの本数が決められているため不足ケースがある」との意見からその後の役員会で追加分を有料販売する等の対応を検討することであったがどうなったか。
- 飲み物の有料販売は、飲み物担当役員の負担が相当多くなり混乱を来す恐れがあると打合せ会議で判断し行わなかった。別の対応策として、直前の案内で、不足が予想される場合は持参するよう呼びかけたため、少ないなどの声はあまり聞かなかった。
- 大会終了に関して、各班の進行状況により時間差が発生し、後片付けや美化清掃活動の着手がばらばらに始めることから一体感がなく締りがなかった。
- 開会式を行っているのだから閉会式もすればよいのではないか。けじめもついてみんなで片づけや美化掃除をする会図にもなってよいのではないか。
- 大会開催中、高尾中央公園周辺で不法駐車が発生し苦情があった。町会役員が対応し早期に解決したが、来年は大会案内に自動車での来場を控えるよう記載し注意を喚起したい。
- 町会主催のバーベキュー大会でアルコールを提供している以上、自動車による来場を禁止し

万が一にも飲酒運転をしないように未然防止を図る必要があるのではないかと。

- 飲酒運転厳禁は、開会式で注意喚起を図っているが、万全を期するためにも来年は大会案内兼申込書に自動車の使用を禁止する記載等を検討したい。
- 大会中は役員も自身の班で懇親を図るケースが多かったためか、本部席が閑散としており用事等があるときに不便との声があった。役員は本部席に常駐してほしい。

※全員一致で承認された。

2) 会計年度について

今年の定例総会において「会計年度が3月1日から翌年2月末日となっているのは行政機関と相違しており何かと支障を来す。4月1日から翌年3月31日とすべきである」との意見をうけて改正は必要か討議された。

- 町会則が「会計年度は3月1日から翌年2月末日」と改正された経緯

平成21年度及び22年度の町会則改正で「会計年度は3月1日から翌年2月末日」と改正された。

改正以前の町会則は規定がなく、周知の事実として「会計年度は4月1日から翌年3月31日」として運用されていた。

一方で、当町会は町会則で「定例総会を毎年3月に開催し、会則の制定改廃、決算、予算、事業計画、役員選任、その他事項を決定する」と規定していることから、平成20年度定例総会までは、決算日である3月31日を迎える以前に定例総会で決算報告しなければならない状況となり2月末日で仮決算を行い報告されていた。

よって3月期に執行された予算は、翌年度の総会に報告しなければならないが報告されていない、或いは、役員が総交替する年度は翌年に付け回される等不明瞭な会計処理が行われた形跡がうかがわれたことから、監督官庁である金沢市と協議した上で町会則の改正ルールに従って改正を行った。

当時、町会としては、会計年度改正と同時に、町会事業の継続性を勘案し①町会役員の相互交替制（新旧役員が一斉に交替するのではなく半数ずつ毎年交代する制度）の導入、②役員・班長の任期の明示し、3月度は新旧役員・班長が協力して任務に当たること等を改正案として金沢市と協議したが、①「町会長は、定例総会で承認された町会長を4月1日現在で届出して金沢市は認可地縁台帳に登録し官報で公表するもので、重任は認められない」と見解を示した上で、不明瞭な会計問題の解決策も考慮し、3月に役員選任総会、4月に決算総会を行う案が提案された。1700票を超える表決権を有する当町会が短期間に2回の総会を開催し表決を行うことは、町会役員の負担のみならず町会員全員に多大な負担をかけ合理的ではないと判断し、「町会長・総会計は、4月1日をもって交替する」と規定することで町会長・総会計は重任とならないこととし、町会則で規定された3月の定例総会で、2月末決算報告を町会長が責任をもって行い承認を得た上で、新町会長を選任し、新町会長が予算案を説明し承認を得る現状の町会則となった。

意見

- 町会則改正になぜ金沢市の許可が必要か

町会則に「本会則の変更は、総会出席者の四分の三以上の同意により行い、かつ、金沢市長の認可を受けなければならない」と規定されている。当町会は、地方自治法の規定により金沢市の許可のもと「認可地縁団体」となったことから、地方自治法第260条2の「前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない」と定められており、これに基づき町会則に規定している。

- なぜ認可地縁団体になったか。

高尾台町会が土地建物（高尾台町会会館）や動産等の資産台帳に記載されている財産を所有するために法人格を取得する必要があると、地方自治法の規定により金沢市の許可のもと「認可地縁団体」となった。また、認可地縁団体となったことで石川県のコミュニティー助成の対象となり高尾台町会の長年の悲願であった高尾台町会会館建設が実現した。

- 改正後約5年が経過しているが、特に不都合な点がないので、定例総会での提案理由は改め

て改正する理由にならないのではないかと。

○定例総会資料の事業計画は4月から表示されているが、現行の町会則からすると3月から表示するのが正しく誤解を招くことになるので、来年度からは訂正すべきだ。

※現行町会則の会計年度を改正する必要はないと判断し、次回定例総会に議案として提案しないことを決定し、全員一致で承認した。

3) 伏見台防災会市民防災訓練について

伏見台防災会市民防災訓練役員であり当町会相談役・清水義博氏が欠席のため、同じく実行委員であり当町会相談役・永山順一氏が説明をする旨の報告が了承された。

8月30日(日)午前7時30分より伏見台校下を中心に金沢市民防災訓練が行われます。本日は、当日協力して頂くボランティアの依頼に関して役員会の承認をお願いします。高尾台町会から大人15名、高尾台中学生16名、計31人と他町会に高尾台中学生が少ないことから更に高尾台中学生15名程度にボランティアをお願いする計画となっています。大人15名に関しては既に町会役員をお願いすることになっていますが、中学生に関しては、これから町会より父兄に依頼して募集することになります。訓練当日は、高尾台中学校は登校日となり、高尾台中学生は全員防災訓練に参加することになっています。よって、当日午前中は防災訓練参加、午後から授業となります。昼食は防災訓練で用意する炊き出しのお握りを支給することになっています。高尾台中学校からは、本人及び父兄に対して書面によりお知らせが配布されていますが、中学校ボランティアの依頼に関しては、伏見台校下防災会の防災訓練実行委員会より各町会を通じて父兄に行くことになっておりますので役員会の承認のもと該当中学生在籍する班の班長さんに個別にボランティア依頼をお願いすることになります。

具体的には、6月28日の役員班長連絡会で伏見台防災会市民防災訓練役員・清水義博氏が高尾台中学生ボランティア依頼と伏見台防災会共通書式となる「安否確認シート」作成について各班長に説明します。高尾台中学生ボランティア依頼は、班ごとに班長宛の依頼書を作成しその班に在籍する高尾台中学生の名簿を記載しますので、名簿の高尾台中学生父兄に対して班長よりボランティア依頼を行って頂き、7月15日までに名簿に協力の可否を記載し町会に提出することになります。

役員の皆さまには、高尾台中学生ボランティア依頼の問い合わせがあった際には重ねて協力依頼をして頂きたいことと、役員の皆さまのご子息が高尾台中学生がおいでの場合はボランティア協力をお願いすることを依頼します。

金沢市民防災訓練の今後のスケジュールは、7月上旬と8月下旬の2回にわたり案内チラシ全世帯個別配布、8月23日の役員班長連絡会の後にボランティアに対する説明会を予定していますので、その際も町会のご協力をお願いします。

意見

○高尾台中学生には、町会から班長さんを通して依頼する事となりますが、中学校地区委員や子ども会連合会から直接依頼しなくてもよいのですか。

○第一に班長さんより個別に依頼して頂きますので、問い合わせがあった際には重ね依頼をお願いします。高尾台中学生がご子息の役員の皆さんにも協力をお願いします。

※全員一致で承認された。

4) その他

①8月8日(土)伏見台サマーフェスタ(盆踊り)について (兼盛町会長 報告)

- ・伏見台校下町会連合会より、町会から屋台を出店してほしいとの依頼がありました。出店する方向で検討しますので、協力をお願いします。
- ・併せて協賛金の募集をお願いしたいとの依頼がありました。

※全員一致で承認された。

②盆踊り用町会浴衣買替の予算計上について (婦人部、総務委員 提案)

- ・例年、町会及び伏見台校下盆踊り大会参加者から「浴衣のサイズが小さくて踊りにくいので買い替えを検討して欲しい」との意見があります。
- ・買替費用を町内の業者で見積もりを行ったところ20着500千円となりました。
- ・今年度は、今の浴衣を使用しますが、来年度から新しい浴衣に買替したく次回定例総会で予算計上をしたく役員会の承認をお願いします。

意見

- 現在使用している浴衣はどうなるのか。
- 買替ですのでまったく新しいのとなり、前のものは使用しなくなります。

※定例総会へ予算計上すること、及び従前の浴衣を資産台帳から削除すること、を提案することで、全員一致で承認された。

③町内交通規制について意見書提出（兼盛町会長 趣旨説明・報告）

- ・高尾台中学校前の道路は、現在の制限速度が時速60kmであるが、速度超過の自動車が多く見受けられ危険であるため、規制を強化するよう要望書を金沢中警察署へ提出した。

意見

- 高尾台中学校前道路以外でも、朝晩の通勤時間帯に幹線道路の抜け道として利用される危険な状態の道路が高尾台1丁目地内、高尾台2丁目地内にあるとの意見があるので、対応を検討するよう要望をお願いしたい。

※その他の危険な道路に関しても町会より要望書を提出する等対応することで、全員一致で承認された。

④町会員の叙勲対応について、慶弔金等の贈呈を検討して頂きたい（兼盛町会長 質疑）

意見

- 町会則・慶弔費規程では「その他の町会員の慶弔に対して、役員会の決定で慶弔金を支給できる」となっているので、役員会で明細を明らかにして承認し定例総会に報告する手続きに従い贈呈を検討することが可能である。

※必要な慶弔金等贈呈は役員会に諮ることで、全員一致で承認された。

⑤防犯活動の一環として防犯腕章を作成し町会員に着用を依頼したい（兼盛町会長 提案）

- ・防犯腕章を世帯数分作成し、買物・散歩等に着用し防犯効果向上に協力して頂きたい。

意見

- 作成費用を考えると車社会のため装着してもらえるか等、費用対効果が疑問である。
- 町内に防犯カメラ等を設置したほうが効果的ではないか。
- 防犯効果向上策のいくつかのパターンを例示して、比較検討が必要。

※再度防犯効果向上策を検討することとなった。

⑥新規町会事業の導入について（兼盛町会長 提案）

- ・本年9月頃に「町会員相互の親睦」を図る目的で新規事業・親睦旅行を企画したい

意見

- 1800名を超える町会員数から勘案すると、参加人数の確保と限られた町会員の企画となる可能性があることに疑問があり、別の方法で親睦を図ればよいのではないか。
- 現在行われている各行事の参加者増加に尽力し、町会則の目的である「町会員相互の親睦」を図ることを検討したほうが効果的である。

- バーベキュー大会の後で行った「ご苦労さん会」等の慰労会実施を各行事で検討し、現在行われている行事が盛り上がりさらに親睦が図られるような方法を検討するほうが良い。
- 新規事業を定例総会に提案するには、具体的な事業内容、予算及び採用効果を事前に役員会で諮る必要があるが、検討データが不足しており検討できない。

※新規事業・親睦旅行は、引き続き検討されることとなった。

- ⑦高尾台町会事務所パソコンソフト・バージョンアップについて（総務委員 提案）
 - ・導入より5年が経過しており Office ソフトのバージョンアップを検討したい。

意見

- 昨年ノートパソコンを購入していることから、デスクトップパソコンの Office ソフトは従前のものであってもバージョンアップする緊急性はない。バージョンアップは、次回定例総会に予算計上し対応することでよいのではないかと。

※定例総会へ予算計上することで、全員一致で承認された。

- ⑧高尾台会館 保守点検について（総務委員 提案）
 - ・建設後11年が経過していることから保守点検を検討している。保守点検依頼先は高尾台会館を設計した細川計画設計で保守点検費用の見積額は54千円。今年度中に実施したく役員会の承認をお願いしたい。

意見

- 経年劣化による不具合は早期に発見しないとかえって補修等に多額の費用が掛かる結果となる恐れがあり10年以上経過しているのであれば早急の行うべきだ。
- 保守点検により大規模修理の必要性が発見された場合、来年度予算でいかに対応すべきか検討することになるので、点検は今年度中に行うべきである。

※会館維持費を使用し今年度中に実施することで、全員一致で承認された。

- ⑨班編成について。
 - 班構成に関して、1班に40世帯もある班や半部以下の世帯数の班もあり、班長の任務負担に格差があるとの意見があるが再考することができないか。（総務委員 提案）

意見

- 町会則では「班構成の変更は、班の申請により役員会が決定し総会の承認を受ける」となっており、班長の任務の重軽は町会役員が判断すべきものではなく、あくまでも班の要請により検討すべきである。
- 班長は、その班の新規加入世帯がなることが多く班内での意見交換がうまくいかないケースがある。班の要請により行うといっても無理があるのではないかと。
- 毎月行われている役員班長連絡会は、そのような意見の交換の場でもあり班長より出てきた意見に対し町会役員が補助的に対応するのは良いのではないかと。班構成の変更に関することが具体的にあるならば、班会議開催等の補助を行うことを検討してみてもどうか。

※班からの要請で対応することを確認した。

以上の決議を確認する為この議事録をつくり、これに記名押印する。

平成27年 6月21日

認可地縁団体 高尾台町会 平成27年度 第1回 役員会